

令和 7 年 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	北小松 (北小松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域計画を策定するにあたり区域全体圃場面積の大半を占める中山間地（協定農用地）の地権者並びに耕作者に向けアンケートを実施し、以下の回答が得られ、現状分析並び課題抽出を行った。アンケートの結果では、①管理者が引き続き耕作が51.2%、②後継者が耕作を承継が8.2%、③担い手に引き受けてもらう予定が8.3%となり、全体の67.7%農地が6年後～10年後を見据えた結果、耕作が継続される農地となった。しかし一方で、④担い手等に引き受けてもらうことを希望するが受け手が決まっていないが7.7%、⑤農地中間管理機構への貸付を希望が21.7%である事に加え、協定農用地の耕作者の大半が70代であり、耕作者および地権者の意向にあった農地の受け皿を確保する等早急に対策する必要がある。

また、同時に受け皿の 1 つとして協定参加者等で構成される中山間地域組合機械部についても年々受託面積が増加し、中山間地や農用地区域（青地）以外の圃場の受け皿となる新たな体制づくりを検討する必要がある。地域の耕作者の高齢化が進むことから、次世代の人員確保が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米に変わる新たな主要作物を見つけ出し、生産性の高い農業を進める事を検討する。
- ・新規作物（何を栽培するかは今後検討）を導入し、新たな地域の特産にしていく。
- ・集落営農組合の継続に向けた体制整備について地域で検討を行う。また、地域住民に協力を仰ぎながら地域外の認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、農業を担う者を募る。
- ・地域全体で利用する仕組みの整備を進めるため、引き続き地域内で継続した話し合いを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農家の話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。 ・ 担い手が営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を活用し、新たな受け手への貸付を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 基盤整備事業は完了済である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 地域内外から、農業に従事する多様な人材の確保に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ ドローンによる農薬散布

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ③ドローン活用による農作業の省力化に取り組む。				